

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場日の変更【建築都市局計画部  
都市交通政策課】 2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 3
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 4

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5
- 公募型企画提案方式による手続の開始【八幡西区役所コミュニティ支  
援課】 6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推  
進部商業・サービス産業政策課】 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 12

北九州市告示第 2 1 7 - 2 号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成 5 年北九州市規則第 2 9 号）第 2 条第 4 項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場日を変更するので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 5 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更前	変更後
毎日	毎日（平成 3 0 年 5 月 1 2 日を除く。）

北九州市告示第 221 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
495	495号	前	若松区大字蟹住 766 番 1 地先から 若松区大字蟹住 1824 番 2 まで	22.0 ～ 42.0	772.0
		後	若松区大字蟹住 766 番 1 地先から 若松区大字蟹住 1824 番 2 まで	22.0 ～ 44.0	

北九州市告示第 2 2 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 5 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
4 9 5	4 9 5 号	若松区大字蛸住 7 6 6 番 1 地先から 若松区大字蛸住 1 8 2 4 番 2 地先まで	平成 3 0 年 5 月 1 5 日

北九州市公告第 293 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 30 年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区野面二丁目 239 7 番 1 及び 2397 番 9	北九州市八幡西区大字野面 729 番地の 1 有限会社ビッグバン 代表取締役 藤井武史
北九州市小倉南区大字長野 265 番 3	北九州市小倉南区上貫三丁目 10 番 1 号（A-102） 佐藤禎倫

## 北九州市公告第 294 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型企画提案方式に係る手続を開始する。

平成 30 年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 業務概要

- (1) 業務名 黒崎城跡石柱等設置業務
- (2) 業務内容 福岡県文化財に指定された黒崎城跡がある城山緑地に、歴史風情を醸成し、地域観光資源としての魅力を高めることを目的に石柱等を設置するものである。業務内容は、以下のとおりとする。
  - ア 企画及びデザイン
  - イ 設計、製作及び施工
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 30 年 9 月 28 日まで
- (4) 委託料の上限 150 万円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 事業の企画提案、実施等の全般の総合的運営が可能であること。
- (3) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を確実に遂行できること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### 3 受託候補者を選定するための審査基準

- (1) 企画提案書等の内容
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングでの対応

### 4 手続等

- (1) 担当部局 八幡西区役所コミュニティ支援課イベント担当係  
北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号  
電話 093-642-1339
- (2) 事前説明会
  - ア 日時 平成 30 年 5 月 22 日午後 3 時から
  - イ 場所 八幡西区役所 5 階 511 会議室

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

ウ 備考 事前説明会への出席を当該企画提案の参加必須条件とする。

なお、事前説明会へ参加する場合は、前日までに担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間並びに提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 平成30年5月23日から同年6月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案の日時及び場所

ア 日時 平成30年6月8日（時間については参加者に対し別途通知する。）

イ 場所 八幡西区役所5階509会議室

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ

北九州市公告第 295 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 30 年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小嶺台コミュニティモール

北九州市八幡西区小嶺台一丁目 1 番 40 号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

北九州市小倉北区朝日ヶ丘 1 番 8 号

田中雅顕

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

ア 株式会社大創産業

代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

(2) 変更後

ア 株式会社大創産業

代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

イ 株式会社ローソン

代表取締役社長 竹増貞信

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

ウ 株式会社タカミヤ

代表取締役 上田桂嗣

北九州市八幡東区前田企業団地 1 番 1 号

4 変更の年月日

3 の (2) のイ 平成 25 年 12 月 2 日



3の(2)のウ 平成30年6月1日

5 変更する理由

小売業者の新規入店のため

6 届出年月日

平成30年5月2日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成30年5月15日から同年9月18日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年9月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 296 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 30 年 5 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小嶺台コミュニティモール

北九州市八幡西区小嶺台一丁目 1 番 40 号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

田中雅顕

北九州市小倉北区朝日ヶ丘 1 番 8 号

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 変更前 A 棟（未定） 午前 10 時から午後 10 時まで

(2) 変更後 株式会社タカミヤ 24 時間営業

4 変更の年月日

平成 30 年 6 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成 30 年 5 月 2 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成 30 年 5 月 15 日から同年 9 月 18 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年9月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第297号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月15日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

児童生徒用机及び椅子 一式（机 2,808台及び椅子 2,713脚）

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 平成30年8月31日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 一式（机 約1,000台及び椅子 約1,100脚） 平成30年9月頃

イ 一式（机 約2,800台及び椅子 約2,800脚） 平成31年1月頃

#### (6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年6月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認

申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年6月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成30年6月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年6月12日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月27日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年6月26日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年6月27日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Desks and chairs for students

Quantity: 1 unit ( 2,808desks; 2,713chairs )

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 27, 2018

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 26, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of  
Kitakyushu